

# 議会運営委員会記録

1. 期日 平成 30 年 12 月 20 日 (木) 開会 15 時 13 分  
閉会 15 時 26 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
(1) 町長提出議案の追加について
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、坂本委員、二宮委員、露木委員、  
渡辺委員、一石委員、野地議長  
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事  
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 5 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経過

議長あいさつ

---

## (1) 町長提出議案の追加について

- 委員長 これより議題に入る。町長提出議案の追加について、執行者側より説明願う。
- 政策総務部長 お疲れのところ開催していただきお礼を申し上げます。追加で提出した議案について総務課長より説明させていただく。
- 総務課長 (資料「平成 30 年第 4 回二宮町議会定例会追加上程議案説明資料」に基づく説明)
- 委員長 確認だが、議案発送は、最終日の副町長のものと一緒か。  
(「はい」との声あり)
- 委員長 明日の議案発送になる。
- 露木 今、なぜこの人事案件が出てくるのか。副町長の時はもっと早かった。
- 総務課長 副町長については任期満了ということだった。教育長については急遽辞任ということで、12 月 10 日付で辞任届が出た。教育長の辞任にあたっては、町長と教育委員会の同意が必要で、12 月 14 日に臨時の教育委員会議をして、そこで承認が得られ、

上程について、議案はここで出させていただくことになった。

露木 臨時で開かれた教育委員会の会議は、傍聴はできたのか。人事案件になるのか、非公開か。

総務課長 人事案件ということで秘密会と思われる。

杉崎 7日の議会運営委員会をやった時は、副町長だけで、これは出なかった。14日に辞任が認められたということか。そうであれば、17日に議会運営委員会をやっており、そこで後任が決まる、決まらないは別にして、本議案が提出される予定があるとっておくのは無理だったのか。

政策総務部長 14日にそういった事情が分かって、17日付をもって追加議案の送付を議会にさせていただいた。議会運営委員会の調整については、議会事務局から今日という連絡をいただいたので今日になった。

議長 2点伺う。10日に辞表というのは理解したが、定例会があるのは周知のとおりで、なぜ10日が出したのかご存じであればお聞きしたい。今回議案として定例会で取り扱わなかった場合、その場合は不在となるのか。

総務課長 1点目の10日に出したのは理由については、個人の事由だと思うので存じ上げない。議案として扱わなかった場合、教育長の辞任は認められたので、空席となって、職務代理なりの対応になるのかと思われる。

庶務課長 これを議案として取り扱わないというのは議会運営委員会としてふさわしくない決定かと思う。ここでは即決にするか、付託にするかを検討し、先ほど皆さんがおっしゃったような入り口での疑問は聞いても構わないが、辞表を出した経緯は議場で聞けばよいかと思われる。

坂本 議会の同意を得るとあるが、これは、辞めるということに対して同意を得るということになるのか。

総務課長 新しい教育長の任命に対する同意をお願いするものである。

坂本 次の人の名前が無いのだが。

委員長 議案発送の時に分かるようになっている。結果的に同意をするかどうかは本会議で、先ほど付託もあって言っていたが、そこで決をとっていただく。この人だったら賛成とか反対というように表明する。議会運営委員会を通さないと、この扱いをど

うするかということについて決めたい。最終日の本会議にかけることでよろしいか。これについて日程については提案があるが。

坂本

古澤町長時代にずっと空白の時があった。だからすぐに次の人という発想がなかった。

委員長

他に質疑がないようなので、事務局から追加議案の議事日程について局長から説明していただく。

局長

それでは追加議案に伴う議事日程について説明させていただきます。教育長の任命について町長提出議案第 69 号になる。69 号については、最終日の 12 月 25 日火曜日の議事日程となる。人事案件のため本会議にて即決でお願いしたい。

委員長

議事日程について、最終日に審議ということで局長より説明があった。これにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認める。最終日の人事案件の審査(の順)がいつごろになるかということも既に案があるか。

庶務課長

4 年前も副町長の議案があったが、日程の 1 番目、この追加議案はその次である。68 号、69 号で、即決でやっていただき、各種の委員長の報告に入るという流れである。

委員長

第 68 号が副町長で、その後に教育長、その後に条例という日程になるがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認める。他に何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長

これをもって議会運営委員会を終了する。

閉会 15 時 26 分